

**『社会保険労務ハンドブック（令和3年版）』
お詫びと訂正**

本書におきまして、以下のように誤りがございました。読者の皆様にはお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P123 「1）基礎賃金」の2行目	労基 37④	労基 37⑤
P341 「4）一部負担金の支払と受領」③の2・3行目	…被扶養者の年収合計が520万円(高齢受給者である被扶養者がいない場合は383万円)の人は…	…被扶養者の年収合計が520万円 未満 (高齢受給者である被扶養者がいない場合は383万円 未満)の人は…
P351 「13）被扶養者に係る給付」 家族療養費④かっこ書き内	(被保険者と被扶養者の年収合計が520万円の人は、申請により100分の80)	(被保険者と被扶養者の年収合計が520万円 未満 の人は、申請により100分の80)
P402 資格の喪失③	…厚生労働省令で定めるものが、第51条第1号に規定する者に該当する…	…厚生労働省令で定めるものが、第51条第2号に規定する者に該当する…
P447 特別支給の老齢厚生年金の額(5)の上から4行目	414頁参照	411 441頁参照
P494 「(3) 障害基礎年金」支給要件(1)	…被保険者または日本国内に居住する60歳以上65歳未満の被保険者であること。	…被保険者または日本国内に居住する60歳以上65歳未満の被保険者 であった者 であること。
P539 保険料 保険料額① なお書き	なお、平成31年3月分からの介護保険料率は「1,000分の16.1」である。	なお、 令和2 令和2年3月分からの介護保険料率は「1,000分の 16.1 17.9」である。
P539 保険料 疾病保険料率の上から3・4行目	なお、令和2年3月分以降の保険料率は「1,000分の106.5」(被保険者が1,000分の45.5、船舶所有者が1,000分61)とされている。	なお、令和2年3月分以降の保険料率は「1,000分の 96 96」(被保険者が1,000分の45.5、船舶所有者が1,000分 61 50.5)とされている。
P648 基本手当の減額等①	収入1日分に相当する額－1,306円＋基本手当日額…	収入1日分に相当する額－1,3 12 12円＋基本手当日額…